

入札の公告

条件付一般競争入札について次のとおり公告する。

令和7年4月30日

北海道農業共済組合
組合長理事 岡田 恒博

1 入札に付する事項

- (1) 工事番号 —
- (2) 工 事 名 北海道農業共済組合 旧釧路中部支所解体工事
- (3) 工事場所 標茶町
- (4) 工 期 契約締結日の翌日（18 の(2)を参照。）から令和7年10月31日まで
- (5) 工事概要 建物解体一式

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は単体企業であって、(1)の要件をすべて満たしていること。

(1) 単体企業の要件

ア 政令第 167 条の4の規定に該当しない者であること。

イ 発注工事に対応する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。

ウ 過去 10 年間（平成 27 年度以降）に、本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事を元請として施工し、完成引渡した実績を有すること。

エ 次の要件を満たす者を工事に専任で配置すること。ただし、建設業法第 26 条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、専任を要しない。

なお、工事1件の請負代金額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額に満たない場合は技術者の専任は要しないものとする。

(ア) 建設業法第 26 条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有していること。

(イ) 入札参加資格審査申請書等の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。ただし、合併又は営業譲渡等があった場合は、この限りではない。

オ 特例監理技術者の配置を行う場合は、次の要件を全て満たしていること。

(ア) 建設業法第 26 条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を工事に専任で配置すること。

(イ) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

(ウ) 監理技術者補佐は、入札参加資格審査申請書等の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。ただし、合併又は事業譲渡等があった場合は、この限りではない。

(エ) 同一の特例監理技術者を配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。

ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。

(オ) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

(カ) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(キ) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

カ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

キ 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者又は同法第3条第1項第1号に規定する一般建設業者であること。

ク 本工事に係る設計業務等の受託者ではないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

ケ 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（当該基準に該当する者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。

また、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争入札心得第4条第2項に該当しない。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号。以下「旧商法」

という。）第 211 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

a 親会社（旧商法第 211 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

a 一方の会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び委員会設置会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 12 号に規定する委員会設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び委員会設置会社における執行役又は代表執行役（以下「取締役」という。）が、他方の会社の取締役を兼ねている場合

b 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 入札の参加資格審査申請

(1) 申請書

入札参加希望者は、条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）に(2)のイからカの書類を添付して紙により提出しなければならない。

(2) 添付書類

ア 条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）

イ 類似工事施工実績調書（様式第 2 号）

ウ 類似工事施工実績を証する書面（コリンズ登録工事を類似工事実績とする場合には、工事施工実績証明書（様式第 3 号）又はこれに代わる書面（契約書の写し並びに共同企業体協定書及び経常建設共同企業体附属協定書の写し等）の添付は必要としない。）

エ 工事配置予定技術者調書（様式第 4 号）

オ 特定関係調書（様式第 8 号）（当該調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は特定関係が生じた場合は、適宜持参により提出すること。）

カ 紙申請で、受理の通知が必要な場合は返信用封筒

(3) 提出期間等

紙による提出期間

(ア) 提出期間

令和 7 年 5 月 1 日（木）から令和 7 年 5 月 9 日（金）までの休日を除く、毎日午前 8 時 30 分から午後 4 時 45 分まで

(イ) 提出先

〒086-1106 標津郡中標津町西 6 条南 1 丁目 6 番地 1

北海道農業共済組合 ひがし統括センター 業務部

TEL：0153-77-9182 FAX：0153-77-9184

(ウ) 提出方法

持参又は送付により提出すること

- (4) 提出書類の入手方法
北海道農業共済組合ひがし統括センター業務部にて提出期間中無償で配付する。
- (5) その他
- ア 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
 - イ 提出された申請書及び資料を入札参加資格の審査以外に提出者に無断で使用しない。
 - ウ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
 - エ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- 4 入札参加資格の審査
この入札は、条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を書面により通知する。
- 5 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次に従い、書面（様式は任意）により組合長に対し説明を求めることができる。
- ア 提出期限 令和7年5月15日（木）
 - イ 提出場所
〒086-1106 標津郡中標津町西6条南1丁目6番地1
北海道農業共済組合 ひがし統括センター 業務部
TEL：0153-77-9182 FAX：0153-77-9184
 - ウ 提出方法 持参、送付
- (2) 組合長は、(1)の説明を求められたときは、令和7年5月22日（木）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。
- 6 契約条項を示す場所
〒086-1106 標津郡中標津町西6条南1丁目6番地1
北海道農業共済組合 ひがし統括センター 業務部
TEL：0153-77-9182 FAX：0153-77-9184
- 7 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札日時 令和7年5月27日（火）午前11時00分
- (2) 入札場所 〒086-1106 標津郡中標津町西6条南1丁目6番地1
北海道農業共済組合 ひがし統括センター
TEL：0153-77-9182 FAX：0153-77-9184
- 8 入札の方法
- (1) 入札方法は、競争入札（最低価格落札方式）とする。
- (2) 入札予定価格を上限として、最も低い金額で入札を行った者を落札者とする。
なお、開札後落札者が無いときに引続いて執行する入札（以下「再度入札」という）の回数は、原則として2回を限度とする。2回目の再度入札において落札者が無い場合の随意契約については、別紙「一般及び指名競争入札における再度入札回数並びに入札不調に係る随意契約の取扱いについて」に記載のとおりとする。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が2名以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
- (4) 入札執行会場への入場制限
入札参加者の会場の入場は、各社1名とする。
- 9 入札者に要求する事項
- (1) 入札参加希望者は、この入札の公告を承諾の上、封印した入札書（別紙様式A-1号）をもって入札執行日時に入札場所において応札すること。
- (2) 代理人をもって応札する場合は、入札参加申込時に委任状（別紙様式A-2号）を提出することとし、さらに代理人が復代理人を選任する場合は、入札参加申込時に委任状のほか復代理人委任状（別紙様式A-3号）を提出すること。
- 10 入札書記載金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 11 消費税等課税事業者等の申出
落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申

し出ること。

12 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

(1) 設計図書等は、閲覧期間中、下記により閲覧ができる。

ア 期間 令和7年5月1日（木）午前8時30分から令和7年5月26日（月）午後4時45分まで

イ 公開場所

〒086-1106 標津郡中標津町西6条南11丁目6番地1
北海道農業共済組合 ひがし統括センター 業務部
TEL：0153-77-9182 FAX：0153-77-9184

(2) 設計図書等に対する質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。

ア 提出期限 令和7年5月1日（木）から令和7年5月13日（火）までの休日を除く、午前8時30分から午後4時45分まで

イ 提出方法 持参、送付、FAXによる

(3) 質問に対する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期限 令和7年5月20日（火）から令和7年5月26日（月）までの休日を除く、午前8時30分から午後4時45分まで

イ 閲覧場所

〒086-1106 標津郡中標津町西6条南11丁目6番地1
北海道農業共済組合 ひがし統括センター 業務部
TEL：0153-77-9182 FAX：0153-77-9184

13 支払条件

協議による。

14 契約書作成の要否

必要とする。

15 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

16 工事費内訳書の提出

提出を求める。なお、内訳書の提出がない場合又は内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効になるので注意すること。

17 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該工事の入札を延期又は中止することがある。なお、中止となった場合でも、申請書及び資料の作成費用並びに設計図書の購入費用は申請者の負担とする。

18 その他

(1) この入札の執行は、公開する。

(2) 1の(4)でいう契約締結の日の翌日とは、その日が休日に当たるときは、休日を経過した最初の日とする。

(3) 2の(1)のイの参加資格に対応する建設業の種類は、土木工事業です。

(4) 2の(1)のウの関係

本工事と同種で、おおむね同規模と認められる工事は、次のとおりです。

・ 公共工事で、建築物解体工事における1,000㎡以上の元請施工実績があること。

・ 公共工事で、解体工事におけるアスベスト除去工事の元請施工実績があること。

(5) 2の(1)のエ関係

ア 国家資格を有する主任技術者とは、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士（種別を「土木」に限る。）、1級建設機械施工管理技士、2級建設機械施工管理技士又は技術士（建設部門）の資格を有する者です。また、これと同等以上の資格を有する者とは、建設業法第7条第2号の規定に該当する者です。

イ 監理技術者は、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、過去5年以内に監理技術者講習を受講した者としてします。

(6) 2の(1)のク関係

本工事に係る設計業務等の受託者は、第一宅建設株式会社（中標津町）です。